

2025年
保存版

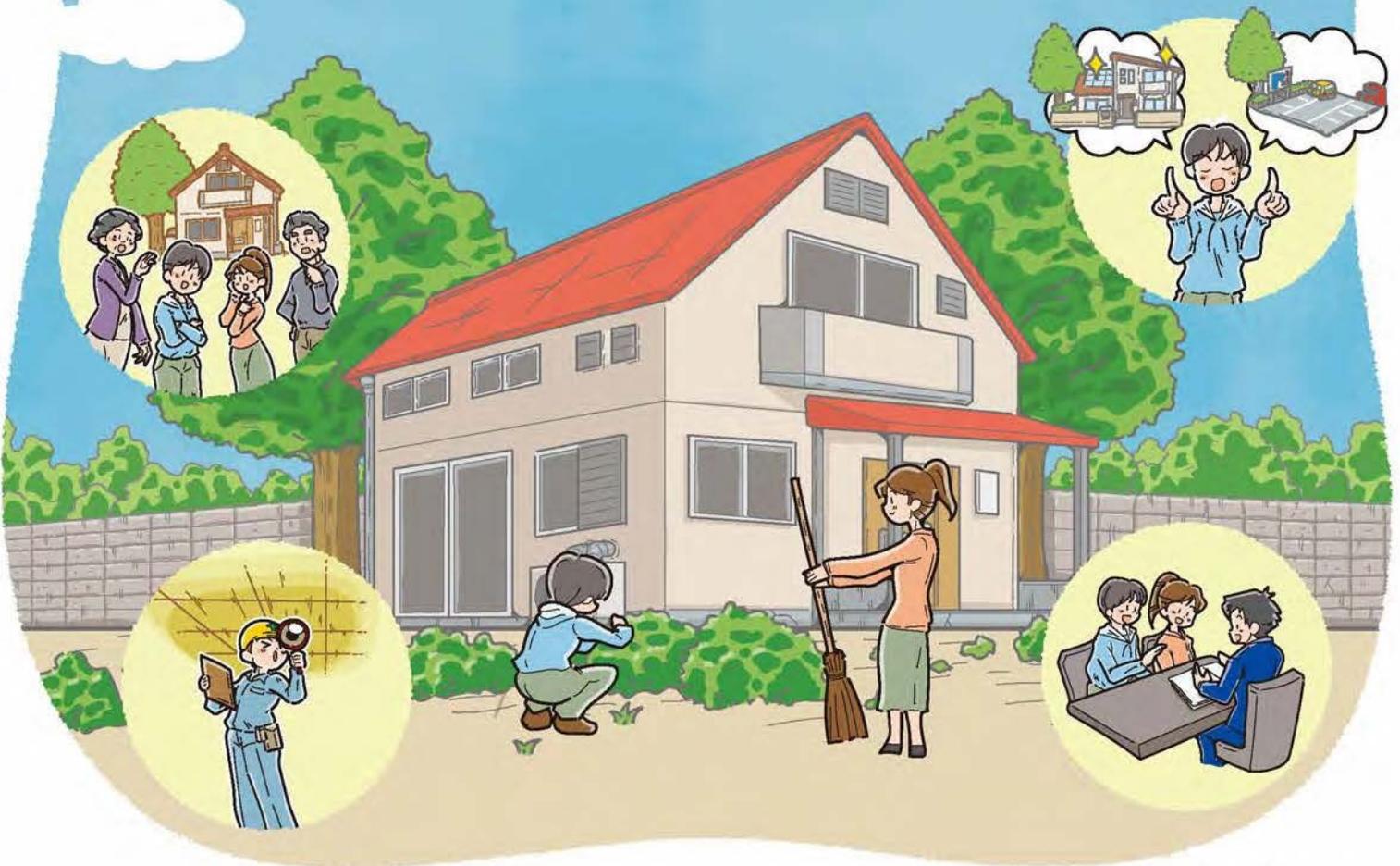
五條市 空き家の手引き

空き家を適切に管理して
3つのあんしんを手に入れよう！

トラブル・事故の
回避

経済的負担の
軽減

資産価値の
維持



令和5年
12月13日施行

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の
一部が改正されました。



空き家リポーター「りのにや〜」

五條市×株式会社サイネックス

解体

でお悩みありませんか？

空き家相談

相談見積り無料



土地活用



仲介



古家買取

補助金申請も
弊社で代行可能！

株式会社平和ホーム

📍 奈良県五條市田園 3 丁目 23 - 7

※当社は（株）平和技建のグループ会社です

ご相談先

📞 0120-884-599

✉️ otoiawase@heiwagiken.jp



もくじ 【 Contents 】



- 「空き家」を
放置していませんか？ …… 2
- 空き家について
考えてみましょう！ …… 4
- 我が家の将来を考えよう …… 6
- 空き家を所有
することになったら …… 8
- 空き家を管理する
場合には …… 10
- 空き家を管理
できない場合には …… 12
- 五條市
補助金について …… 15
- 空き家情報バンク …… 16



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

五條市 空き家の手引き

令和7年3月発行

発行

五條市／株式会社サイネックス

広告販売

株式会社サイネックス 大阪支店
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3350

※掲載している広告は、令和7年2月現在の情報です。

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



01 「空き家」を放置していませんか？

空き家とは

▶ 継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

空き家放置のリスク

五條市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「五條市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



空き家を放置していると、**固定資産税が最大6倍になる!?**

空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。

また、法改正により勧告対象が拡大しています。

〈広告〉

空き家のこと全てお任せください!!

堀本地所合同会社

〒637-0043 奈良県五條市新町1丁目8-13 FAX 0747-22-5112
<https://horimotojisyo.jp>

まずはお気軽にお問い合わせ下さい

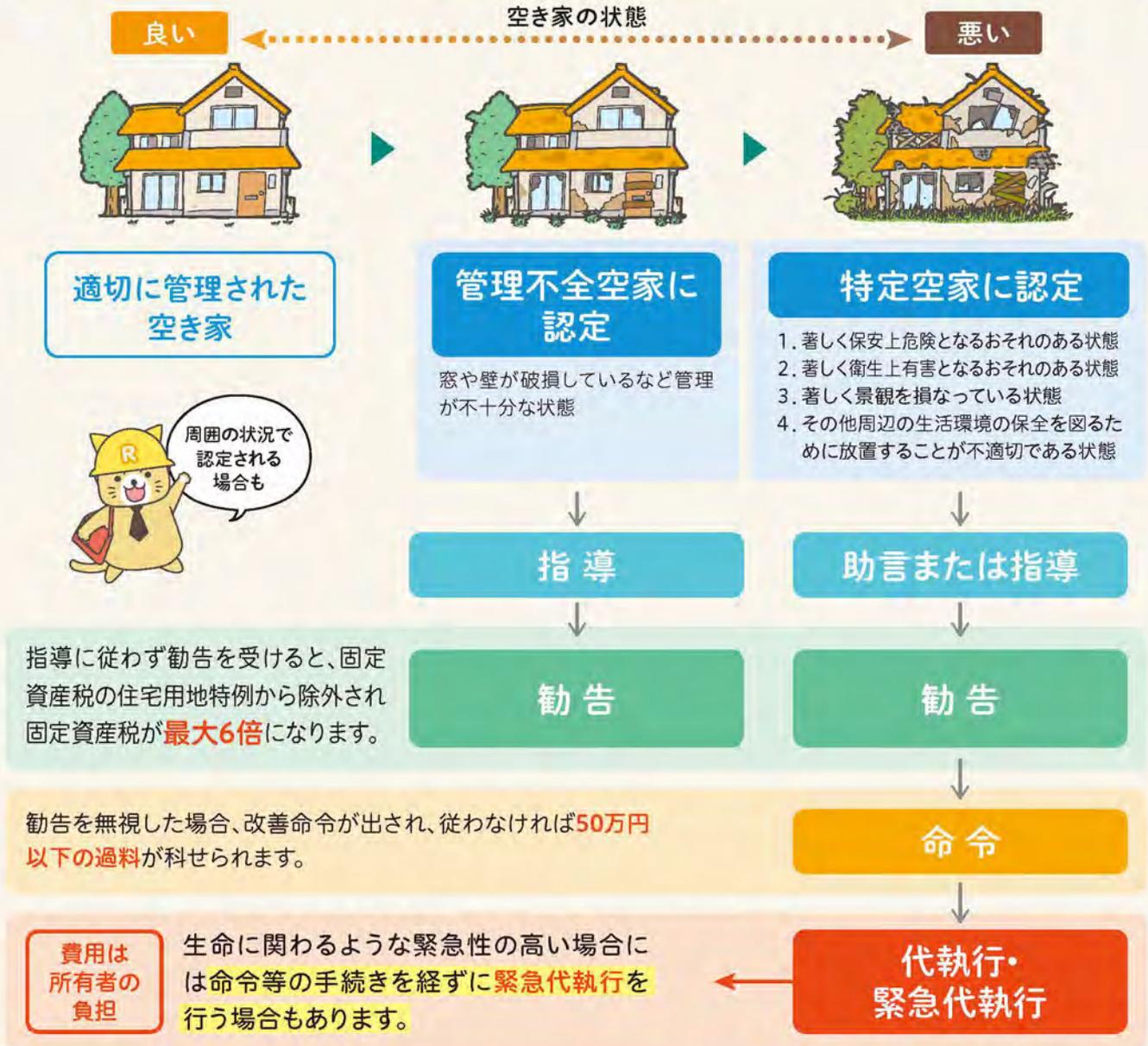
0747-22-5111

堀本地所 🔍



空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認



〈 広告 〉

活かせば財産、
眠らせれば負担！

不動産の購入 売却 賃貸
管理 リフォーム

- 空き家を相続したけど、何をしたら良いかわからない
- 相続登記してないけど、空き家を処分したい！
- 空き家があるけど、売ったらいくらになるのかな？
- 借地上の空き家はもうどうしたらいいの？
- 田舎の実家が空き家のまま放置している…
- 家具・家財の処分もどうしたら良いかわからない

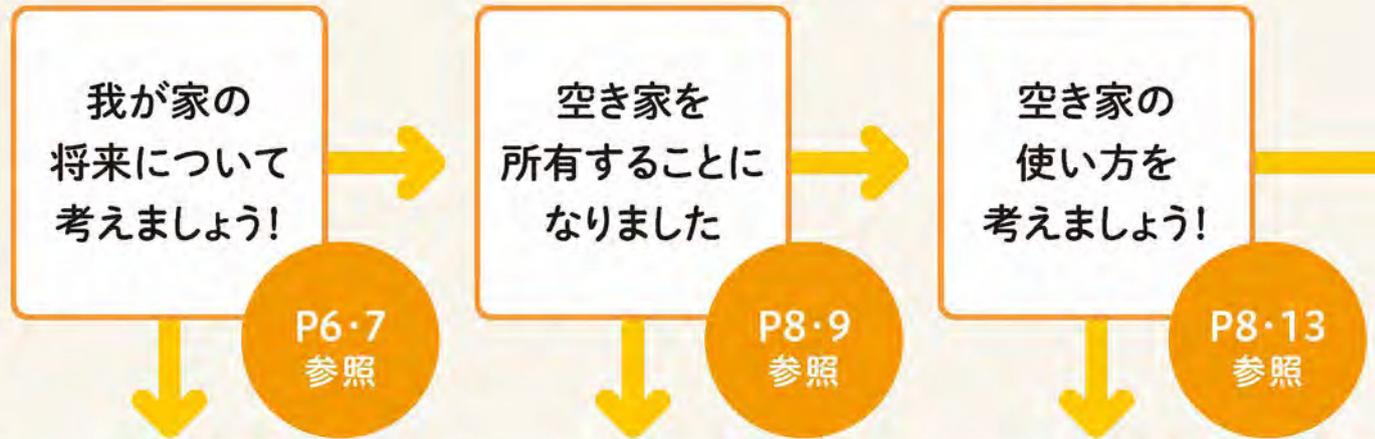
面倒な手続きも含めてトータルでサポート致します！！

← お問い合わせ先 **堀本地所合同会社** お気軽に
ご相談ください！！

02 空き家について考えてみましょう!

空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか?



次世代への
引き継ぎについて事前に
考えましょう!

遺言書を残すなど、誰に家を
引き継いでもらいたいかなど
を明確にしておくことで、残さ
れた家族が悩んだり、争うこと
がないように準備することが
重要です。

空き家の
所有者には管理責任が
あります!

空き家を放置し続けると倒
壊、火災等の危険性や防犯、衛
生上の課題も生じます。
空き家の所有者には法的に
も管理責任があります。

家財処分、
相続等について
知りましょう!

空き家の使い方を決めるに
あたっては家財の処分や相続
手続き等の理解を深めることが
重要です。また売却や賃貸の可
能性がある場合には、事前に相
談する不動産や空き家バンクに
ついて調査しましょう。

< 広告 >

新築・建替え・リフォーム 家のことなら何でもご相談ください!!

毎週土日オープンハウス開催中!

家族を守る
地震に強い家

省エネと快適性
の両立

住んで安心
保証・サポート体制

株式会社 **井上地所**

0120-15-2573

HP Instagram

①井上地所リフォーム館
住まいる工房

0120-46-5545

ちょっと**オシャレ**な
まじめ**リフォーム!**

家のトラブル・修理のお悩み

- フルリフォーム
- 水廻りのリフォーム ●外壁・屋根工事 etc...

Before

After

五條店

HP Instagram

〒637-0084 奈良県五條市釜窪町1392



適切な管理を!

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。



有効に活用しましょう!

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や契約について考えることが重要です。



壊すことも管理の一つ!

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。



〈 広 告 〉

解体のことならお気軽にご相談ください!

- 古くなった家屋の解体
- 長年放置している空き家の処分

お客様も安心の正規の産業廃棄物収集許可業者です。

解体工事施工技師 石綿調査者(一般)



信頼と実績でご好評いただいております!

森戸解体工業
森戸建材店

御所市池ノ内1270

TEL 0745-65-0298

furoshiba@gmail.com

森戸解体 検索

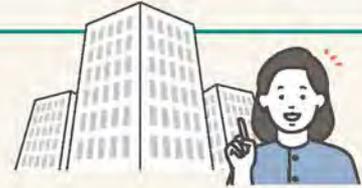


どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

▶ 現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



▶ 相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



▶ 困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口

空き家に関する
相談への対応

空き家に関する相談は、「適切な管理」と「利活用」の二つに区分されます。空き家の利活用については、空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受けられるように関係課と連携しています。また、管理不十分な空き家の相談は、関係課や協議会、関係団体と連携・相談し対応します。

相談窓口

まちづくり推進課 まちづくり推進係 TEL.0747-22-4001

(広告)

常に最善の解決を求めます

相続・遺言

亡くなった方や残されたご家族のお気持ちの問題を大切にしながら、難解な法律用語や複雑な手続きなどお困りなことの力になります。

交通事故

交通事故の加害者・被害者との示談交渉、加害者への損害賠償請求など交通事故問題の適正な解決を一緒に目指します。

離婚問題

熟年離婚、経営者特有の離婚問題なども含む離婚にまつわる問題解決のお手伝いを致します。

債務整理

借金の減額交渉、払いすぎた利息(過払い金)の回収、破産申立などのお手伝いを致します。



Nara Manyo Law Office
奈良万葉法律事務所

お気軽にご相談
下さい!



奈良弁護士会所属
弁護士 高島 健太郎
弁護士 大谷 理史
弁護士 江川 孝明

Nara Manyo Law Office
奈良万葉法律事務所

受付時間 平日10:00～18:00

TEL:0744-28-8100

〒634-0063 橿原市久米町569
ヒロタウエストゲート神宮前2F

意思表示をしておこう。

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょう。

遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。それぞれの特徴を理解して、最適な形式を選びましょう。



	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者本人の自筆で記述 ※パソコンでの作成は無効だが、財産目録の作成には使用可能		遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめます。実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要
証人	不要		2人必要
保管場所	自宅等で保管	法務局で保管	原本は公証役場
検認手続※	必要	不要	不要
費用	不要	必要(3,900円)	必要(財産価格による)
メリット	手軽に作成でき、費用がかからない ※遺言書を法務局で保管する場合は費用がかかります		<ul style="list-style-type: none"> ●無効になりにくい ●紛失などのリスクがない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ●文意不明等で無効になることがある ●自宅での保管は紛失・隠匿・偽造のリスクがある 		<ul style="list-style-type: none"> ●費用・手間がかかる ●証人が2人必要

※検認手続：家庭裁判所で遺言書の状態や内容を確認すること

check!

自筆証書遺言書保管制度について(法務省)

手続きの流れや、制度の内容を詳しく知りたい場合は法務省ホームページをご確認下さい。



相続登記をしよう。

- ▶ 親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょ。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順① ▶ 必要な情報を収集しよう。

- 固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得
→各市区町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→各市区町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順② ▶ 引き継ぐ人を決める

遺言または遺産分割協議(相続人で話し合い)で引き継ぐ人を決めましょう。

手順③ ▶ 申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順④ ▶ 法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

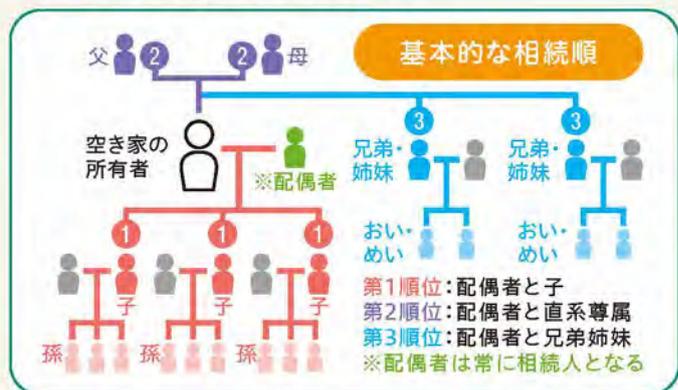
▶ 相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、下図のようになります(法定相続)。遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

オンラインでの申請も可能です

不動産を相続したと知ってから3年以内に正当な理由なく登記・名義変更手続きを行わなかった場合は、10万円以下の過料が科されるおそれがあります。



戸籍証明書の請求が便利になりました。 令和6年3月1日施行

最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書等が請求できます。

- 本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にとまとめて請求可能!



詳細はこちら

(広告)

空き家のこと全てお任せください!!

堀本地所合同会社

〒637-0043 奈良県五條市新町1丁目8-13 FAX 0747-22-5112
https://horimotojisyo.jp

まずはお気軽にお問い合わせ下さい

0747-22-5111

堀本地所

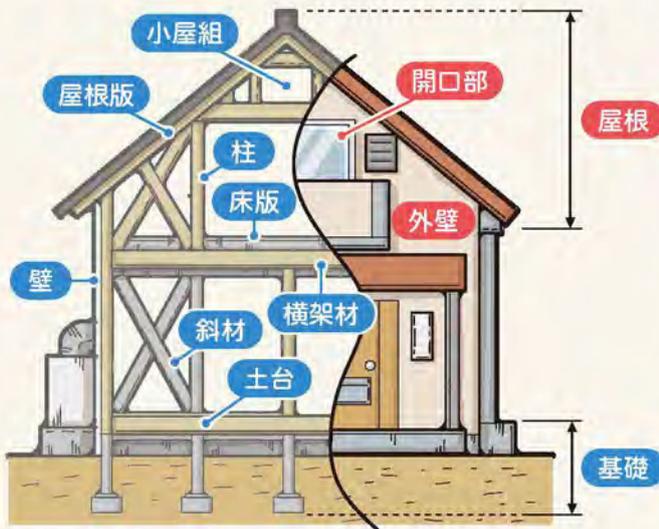


空き家の状態を知ろう(インスペクション)

▶ 建物状況調査(インスペクション)は、空き家の劣化状況等の調査を行うもので、特に住宅の売買においては、売り手と買い手ともに、住宅の状態を把握し取引が出来るとして現在ニーズが高まっている制度です。

▶ 木造戸建て住宅の場合

2階建ての場合の骨組(小屋組、軸組、床組)等の構成



建物状況調査とは

国土交通省の定める講習を修了した建築士が、建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の劣化・不具合の状況を把握するための調査です。



- 構造耐力上主要な部分
- 雨水の浸入を防止する部分

検査にかかる時間・費用は?

物件の規模にもよりますが、3時間程度が見込まれます。費用は各調査実施者により異なりますが、一般的には5~10万程度とされています。



既存住宅状況調査技術者検索ページ等から調査実施者を検索いただくことも可能です。



詳細はこちら

〈広告〉

活かせば財産、 眠らせれば負担!

**不動産の購入 売却 賃貸
管理 リフォーム**

- 空き家を相続したけど、何をしたら良いかわからない
- 相続登記してないけど、空き家を処分したい!
- 空き家があるけど、売ったらいくらになるのかな?
- 借地上の空き家はどうしたらいいの?
- 田舎の実家が空き家のまま放置している...
- 家具・家財の処分もどうしたら良いかわからない

面倒な手続きも含めてトータルでサポート致します!!

← お問い合わせ先 **堀本地所合同会社** お気軽に
ご相談ください!!

近隣に迷惑をかけないようにしよう。

＞ 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



＞ 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	<input type="checkbox"/> すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 <input type="checkbox"/> 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	<input type="checkbox"/> 各蛇口の通水 <input type="checkbox"/> 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	<input type="checkbox"/> 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	<input type="checkbox"/> ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	<input type="checkbox"/> 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	<input type="checkbox"/> 草取り、越境している枝やツルの剪定 <input type="checkbox"/> 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	<input type="checkbox"/> すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行います
	建物の傷み	<input type="checkbox"/> 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	<input type="checkbox"/> 水漏れなどがないか	



定期的に
点検
しましょう



空き家の傷み具合チェックシート

外部まわり

屋根

・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

軒裏

・軒天材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

雨とい

・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

窓・出入口ドア

・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、
傾き、施錠の不具合)

バルコニー

・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき)

外壁

・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ)

擁壁

・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無

塀

・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

家まわり

・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生

土台・基礎

・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道)

内部・設備

天井

・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

壁

・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

床

・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、
割れ、傾き)

室内ドア・障子

・建付けの異状
(開閉の不具合、傾き)

設備

・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)



空き家を管理できない場合には

空き家の売却、賃貸、解体を検討しましょう。

▶ 今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸、解体などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

▶ 売却・賃貸の準備 家財道具や残置物を整理、処分しましょう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。



▶ 売却・賃貸の検討 不動産業者に相談しよう。

● 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

売却のメリット

- 維持管理にかかる手間とお金が不要
- 一時的にまとまったお金が得られる
- 現金化することで遺産分割しやすくなる
- 経年劣化による将来下落するリスクの回避 など

売却のデメリット

- 思い入れがある建物が失われる
- 希望価格で売れない可能性
- 境界確認など手間や経費が掛かる可能性 など

● 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもあります。

賃貸のメリット

- 家賃収入が得られる
- 建物(資産)を持ち続けられる
- 担保にできるため融資が受けられる
- 換気や通水などの管理が不要になる など

賃貸のデメリット

- 入居者がいない場合には収入が得られない
- 入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- リフォームする場合には経費が掛かる など

〈 広告 〉

電球交換からリフォームまで  

電気のことなら何でもお任せ下さい

【電気と空気】のプロショップ

株式会社 ウエダ電機設備

五條市今井1丁目10-27 

TEL 0747-22-3338

FAX 0747-24-3608

登記・測量・境界調査

東錦登記測量事務所

AZUMANISHIKI Registration and Survey Office

「街の登記・測量の相談役」として

お気軽にご相談ください。

詳しくは最終ページ 

五條市田園 4-8-5 

TEL 0747-32-8090

▶ 売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しましょう。

● 解体

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

解体のメリット

- 土地を売却しやすくなる
- 土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- 維持管理にかかる手間とお金が減る など

解体のデメリット

- 解体経費が必要となる
- 固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- 解体した土地に再建築できない場合がある など

▶ 売却・賃貸のギモン

- 相続した空き家を売却したいけど何をしたらいいかわからない場合は？
- 登記が昔(故人)のままの場合は？
- 空き家所有者が認知症の場合は？
- 借地の空き家を売却・賃貸する場合は？
- 古くて貸せるか悩んでいる場合は？
- 耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合は？



市役所 まちづくり推進課にご相談ください
(TEL.0747-22-4001)

▶ 空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

① 空き家の譲渡所得の3,000万円控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。

② 低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円(地域によっては800万円)を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。

確認書の申請窓口 まちづくり推進課 TEL.0747-22-4001

〈 広告 〉

総合建設業・1級建築士事務所

株式会社田原建設

TAHARA CONSTRUCTION

環境に優しく、人に優しく

ISO14001 ISO 9001 MS JAB CM033

新築注文住宅
リフォーム補助金制度

リフォーム
耐震リフォーム
省エネ・バリアフリーリフォーム

住宅事業
建築事業
土木事業

奈良県五條市二見1丁目1-4 TEL.0747-22-3591 FAX.0747-25-2022



売却するとき

①まずは不動産業者に相談
売却条件をざっくりばらんに相談

②物件調査
売却予定物件を調査します



③価格査定
物件を査定した価格が提示されます

④媒介契約の締結
売却を依頼します

⑤広告
販売活動を行います



⑥売買契約の交渉
購入希望者と契約条件を交渉します

⑦売買契約の締結
契約条件など合意ができたら契約

⑧売却
売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します

賃貸にするとき

①まずは不動産業者に相談
物件の調査も行います

②物件調査 (リフォームする場合)
▶リフォームを行わない場合は④へ

- 賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- 計画が決まれば、見積書を作成

③リフォーム
見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼

④媒介契約の締結
賃貸の仲介を依頼します



⑤賃貸契約の締結
不動産業者の仲介により入居者と契約

⑥賃貸開始
所有者が、建物と入居者を管理するのか？
不動産業者にお願いするのか？
相談してください

解体するとき

①まずは解体業者に相談
見積り依頼を行います

②物件調査
現地調査します



③見積り
調査結果に基づき、見積書を作成します

④解体工事契約の締結
見積金額や内容を確認し契約します

⑤工事準備
施行計画や近隣対策などを行います

⑥建物内残存物の整理や処分
電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分

⑦近隣への挨拶
騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう。(解体業者が代行される場合もあります)

⑧解体
工事完了
現地確認し、工事代金を支払います



⚠ 解体した建物は、
滅失登記をしましょう



07 五條市補助金について



五條市特定空家等除却事業補助金

老朽化し周辺に危害を及ぼす可能性がある空き家で、次の条件を満たせば、解体費用の一部について補助が受けられます。

補助対象物件

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等であること
- 2 五條市の区域に存すること
- 3 所有権以外の権利が設定されていないこと(当該権利者から除却の同意がある場合を除く)
- 4 法第14条第3項の措置を命じられていないこと
- 5 不動産の販売又は賃貸を目的として保有する建築物でないこと
- 6 公共事業等の補償となっていないこと
- 7 故意に破損させたものでないこと

補助対象者

- 1 補助対象物件の所有者又はその相続人代表者であること
- 2 五條市の市税に滞納がないこと
- 3 市民税所得割が非課税の世帯に属する者であること
- 4 暴力団員若しくは暴力団関係者でないこと



補助対象工事

- 1 補助対象物件の全てを除却する工事であること
- 2 補助対象者が請負契約を締結する工事であること
- 3 他の同種の補助金等の交付を受けて行うものでないこと
- 4 暴力団員又は暴力団関係者が工事に関与するものでないこと

詳細はこちらから



〈 広告 〉

未来を築く 信頼と安心



心豊かなまち 五條市を応援します
総合建設コンサルタント



国際規格認証取得

ISO15001 (個人情報保護)
ISO 9001 (品質管理)
ISO27001 (情報安全保障)

南海測量設計株式会社

代表取締役 藤村 修作

本 社 〒790-0964 愛媛県松山市中村3丁目1番7号
TEL(089)931-1212 FAX(089)931-7900
奈良営業所 〒637-0083 奈良県五條市下之町 65-2
TEL(0747)25-5101 FAX(0747)25-3878

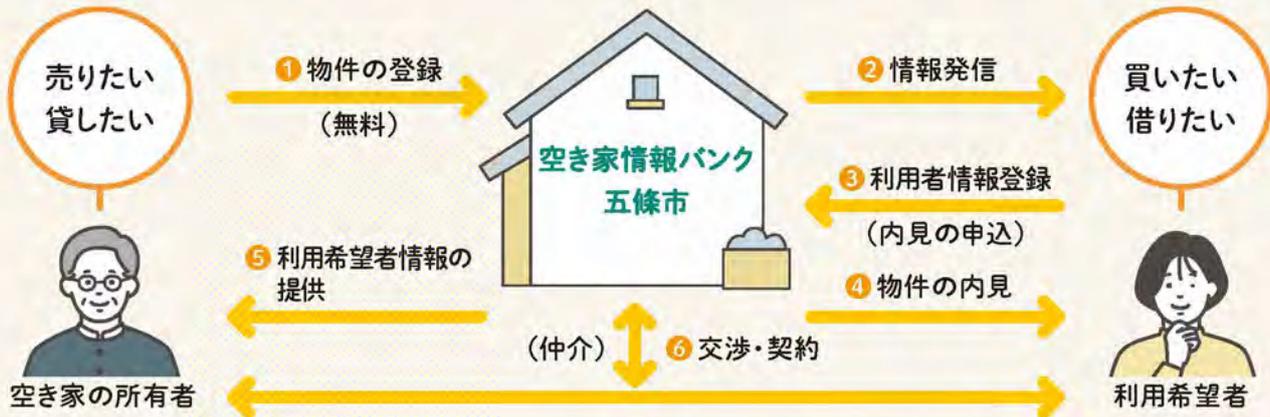
【支店・営業所】愛媛 香川 高知 鹿児島 広島 山口 大阪 兵庫 京都 滋賀 奈良 和歌山 三重 愛知 岐阜 長野 東京 埼玉 群馬 栃木 茨城 新潟

08 空き家情報バンク

住まなくなった家を空き家情報バンクに登録しませんか？

空き家情報バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家情報バンクに登録した物件情報は市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。



登録について

- 登録費用 無料
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- 登録には申請書等の提出が必要

登録するメリットは？

- インターネットで全国に発信
- 売却が成立すれば管理の必要がなくなります。

どのような家が登録できる？

- 所有者が明らかな家
- 住宅として使用していた家
- 大規模な改修が不要な家

お問い合わせ 五條市まちづくり推進課

TEL.0747-22-4001 FAX.0747-24-4626

MAIL.machi@city.gojo.lg.jp



〈 広告 〉

過去を解体。 未来を共創。

建物取り壊しは得意ですが、
信頼は壊しません

総合解体業・建設業

NISHIKAWA GROUP Co.

act/on rather than words.

株式会社 西川組

建設業許可 奈良県知事許可(般-3) 第17863号

SEE ONE STEP AHEAD

安心・安全に一步先の未来を創る

**南都銀行様にて
CM放送中!**

〒639-2257 奈良県御所市小殿 222 番地の 2
TEL.0745-44-3754 FAX.0745-44-3756

お困りの際には、是非弊社に！

株式会社西川組

「街の登記・測量の相談役」として

お気軽にご相談ください。

- 土地の分筆、合筆、地目変更、地積更生、
地図訂正の申出などの登記全般
- 建物の新築、増築、取り壊しなどの登記全般
- 境界調査、境界確定、境界標埋設、境界復元測量
- その他測量全般

地域に根ざし、「お客様第一主義」に
対応いたします。

登記・測量・境界調査

 **東錦登記測量事務所**
AZUMANISHIKI Registration and Survey Office

五條市田園 4-8-5

A コープハートフル五條から140m



TEL 0747-32-8090



空き家のこと全てお任せください!!

活かせば財産、 眠らせれば負担!

空き家を放置すると、近隣の生活環境に大きな影響を与えてしまう恐れがあるため、適切に管理する必要があります。管理を怠ると、「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、行政によって強制的な撤去や50万円以下の罰金の対象となる恐れがあります!

- ☑ 空き家を相続したけど、何をしたら良いかわからない
- ☑ 相続登記してないけど、空き家を処分したい!
- ☑ 空き家があるけど、売ったらいくらになるのかな?
- ☑ 借地上の空き家はどうしたらいいの?
- ☑ 田舎の実家が空き家のまま放置している…
- ☑ 家具・家財の処分もどうしたら良いかわからない

お気軽にお電話ください!!

☎0747-22-5111

不動産の購入／売却／賃貸／管理／リフォーム

 **堀本地所合同会社**

営業時間 10:00~20:00

定休日 年末年始

堀本地所 

〒637-0043 奈良県五條市新町1丁目8-13 FAX 0747-22-5112

